

行橋市室内型子どもの遊び場整備事業

公募型プロポーザル実施要領

目次

1. 趣旨	1
2. 目的	1
3. 発注者	1
4. 業務概要	1～3
5. 事業公募及び選考スケジュール	4
6. 参加資格要件	5
7. 実施要領等の配布及び現地説明会	5～6
8. 質問の受付及び回答	6
9. 参加手続き	7
10. 一次審査	7～8
11. 企画提案書の提出	8～9
12. 二次審査	9
13. 審査基準等	10～11
14. 失格事項	11～12
15. 基本協定	12
16. 契約手続き等	12
17. その他留意事項	12～13

添付資料

・別記様式集

令和6年10月

行橋市

1 趣旨

行橋市室内型子どもの遊び場整備事業公募型プロポーザル実施要領（以下、本要領という。）は、行橋市（以下、発注者という。）が行橋市室内型子どもの遊び場整備事業（以下、本事業という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その実施手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

2 目的

行橋市では、第6次行橋市総合計画において、市が目指すべき姿として「学校内外で子どもの経験や視野を広げる教育が展開され、自立心や創造性など生き抜く力が身につくよう、子どもの成長が支援されるまち」を掲げており、様々な社会体験や深究学習、またスポーツ・文化芸術に触れる機会を積極的に提供し、同世代の子どもや大人とふれあい、交流し、学ぶことをきっかけとして自立心・創造性が育成される体制づくりに取り組むこととしています。この目標のもと、市内に大規模な室内型の子どもの遊び場がないことを鑑み、季節や天候に関わらず様々な世代の子どもたちが集い、思い切り体を動かして遊ぶことができる室内型子どもの遊び場を整備するためにこの事業を実施します。発注者が策定した「行橋市室内型子どもの遊び場整備事業基本構想」を実施するための整備事業に関する業務に関して金額だけでは判断できない要素も業者選考の判断基準とするため、プロポーザル方式により業者選考を行う。

3 発注者

(1) 発注者

行橋市（福祉部子ども支援課）

(2) 事務局

行橋市（福祉部地域福祉課）

住所：〒824-0005 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市福祉部地域福祉課

TEL：0930-25-1111（内線1211・1212）

E-mail：fukushi@city.yukuhashi.lg.jp

4 業務概要

(1) 名称

行橋市室内型子どもの遊び場整備事業公募型プロポーザル

(2) 選定方法

公募型プロポーザル

(3) 契約方式

本事業は、技術提案と提案価格による総合的な評価に基づき、優先交渉権者に選定した者と基本協定の締結をおこない、その後設計業務に係る委託契約を締結した後、設計の過程で工法、価格等の協議を行うことにより仕様を確定した上で工事契約を締結する方式である。

(4) 業務内容

主な業務内容については次のとおり。

- ① 行橋市室内型子どもの遊び場整備事業の設計に関する業務(以下、設計業務という。)
- ② 行橋市室内型子どもの遊び場整備事業の工事に関する業務(以下、施工業務という。)

なお、各業務における業務範囲は次のとおり

① 設計業務範囲

ア 基本設計

- ・与条件確認・整理(関連法規・関連業務のスケジュール、施設側との工事区分等)
- ・導線、ゾーニングの検討及び計画
- ・遊具、什器、サイン・グラフィック、映像ソフト・システムの検討及び計画
- ・照明、空調換気、通信設備等の検討及び計画
- ・基本設計図の作成
- ・工事費概算書の作成
- ・工事概略工程計画の作成
- ・イメージスケッチの作成
- ・関連法規への対応、施設側及び関係官公署との調整・協議等
- ・その他上記を実施する上で必要な関連業務

イ 実施設計

- ・基本設計を基にした実施設計図の作成
- ・工事費積算書の作成
- ・工事工程計画の作成
- ・関連法規への対応、施設側及び関係官公署との調整・協議等
- ・その他上記を実施する上で必要な関連業務

② 施工業務範囲

ア 内装・遊具設置工事

- ・遊具・造作の制作・設置
- ・サイン・グラフィックの制作・設置
- ・映像ソフトの制作
- ・映像システムの設置
- ・追加照明機器の設置
- ・施設側工事との調整
- ・近隣対策・対応
- ・工事の施工管理
- ・本事業施設整備に必要な許認可及び建築確認検査等の資料作成及び協議補助
- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

(5) 基本協定期間及び業務期間

基本協定期間及び業務期間については次のとおり

①基本協定

協定締結後より業務完了まで

②設計業務

ア 基本設計業務

業務契約日より令和7年3月14日まで

イ 詳細設計業務

業務契約日より令和7年6月6日まで

③施工業務

ア 内装・遊具設置工事

業務契約日より令和8年2月27日まで（令和8年3月中に供用開始予定）

(6) 提案上限額

提案上限額については次のとおり

① 設計業務に係る費用の上限額

43,560,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

② 施工業務に係る費用の上限額

435,600,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

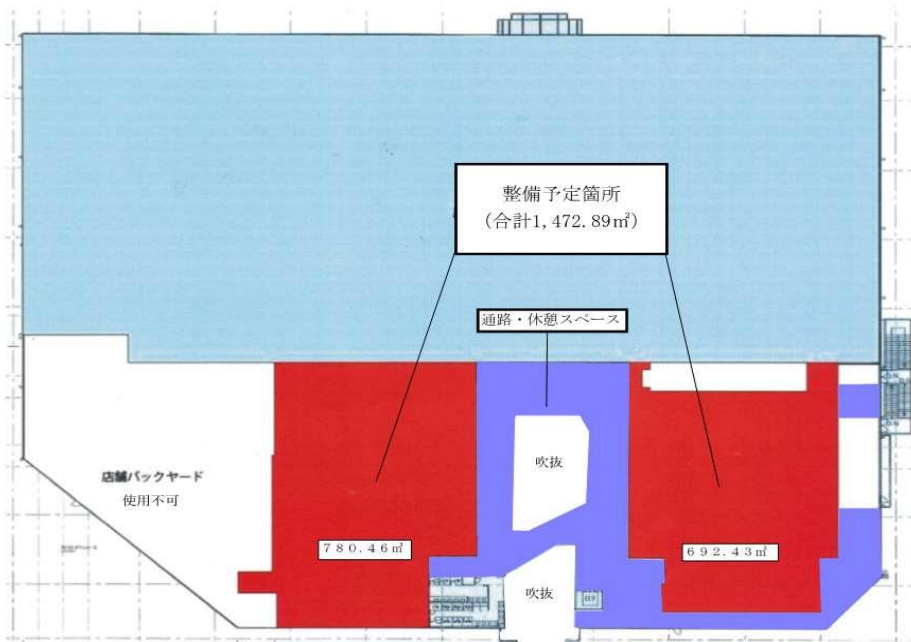
(7) 施設概要

ゆめタウン南行橋（平成7年10月建築）

住 所：福岡県行橋市北泉三丁目3番3号

構 造：RC造及びS造

延床面積：17,964.32 m²（内遊び場整備想定面積：1,472.89 m²）施設3階部分



※赤色の範囲に遊び場を整備すること。なお、青色の範囲についても、通路や休憩スペース、事務室等として整備すること。

5 公募スケジュール及び選定の手順

(1) 公募スケジュール

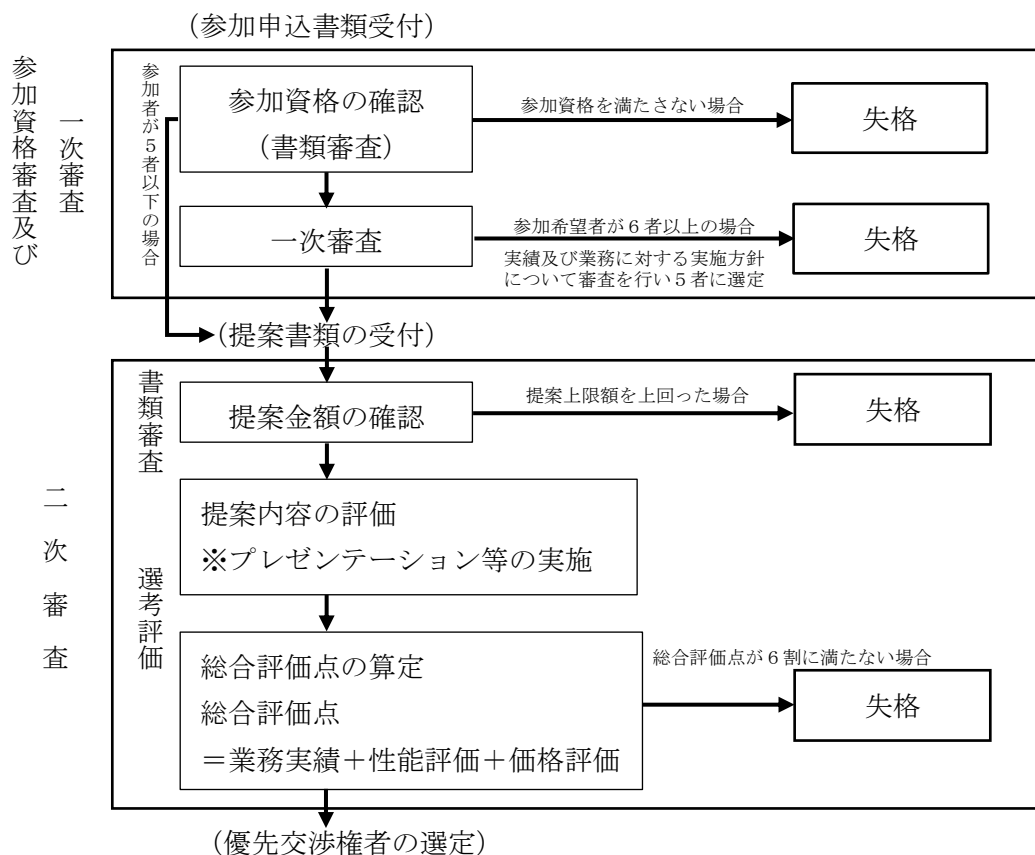
公募スケジュールは、以下に示すスケジュールで行う。

項目	期日など
公募案内の公表	令和6年10月1日(火)
現地説明会	令和6年10月9日(水)
質問受付期限	令和6年10月11日(金)
質問及び回答の公開	令和6年10月15日(火)
参加申込期限	令和6年10月16日(水)
参加資格審査結果通知	令和6年10月18日(金)
一次審査(参加申込関係書類審査)	令和6年10月21日(月)
一次審査結果通知・公表	令和6年10月25日(金)
企画提案書等受付期限	令和6年11月8日(金)
二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)	令和6年11月19日(火)
二次審査結果通知・公表	令和6年11月下旬予定
基本協定の締結	令和6年12月上旬予定

※受付や提出については、日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分～17時までとする。

(2) 選定の手順

選定の手順は、以下に示す手順で行う。



6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）及び第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）が役員となっている者並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 税（国税、県税、市税）の滞納がない者。
- (5) 令和6年度行橋市入札参加資格を有すること。ただし、入札参加資格を有していない者も（6）により、本プロポーザルに参加することができる。
- (6) （5）に掲げる入札参加資格を有していない者で、参加申込書の提出を行う場合は、9参加手続き（1）提出書類に加え、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1部を同時に提出するものとする。なお、本プロポーザルにおいて、優先交渉権者となった場合は、基本協定締結までに入札参加資格者名簿に登録を完了させるよう手続きを行うこと。
- (7) 行橋市指名停止等措置要綱（平成19年告示第77号）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (8) 建設業法第3条第1項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。
- (9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (10) 要求水準書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。
- (11) 延床面積1,000㎡以上の同種業務「こども関連施設」の設計業務及び施工業務の実績をそれぞれ有すること。
- (12) 応募に当たっては、共同企業体（JV方式）等での参加は認めない。

7 実施要領等の配布及び現地説明会

(1) 配布資料

- ① 行橋市室内型子どもの遊び場整備事業公募型プロポーザル実施要領（本書）
- ② 行橋市室内型子どもの遊び場整備事業公募型プロポーザル別記様式集
- ③ 行橋市室内型子どもの遊び場整備事業公募型プロポーザル要求水準書
- ④ 行橋市室内型子どもの遊び場整備事業基本協定書（案）
- ⑤ 行橋市室内型子どもの遊び場整備事業基本構想
- ⑥ 行橋市契約規則、行橋市建設工事請負契約約款等

⑦ 参考資料（ゆめタウン南行橋 3階平面図等）

(2) 配布期間

令和6年10月1日（火）～11月8日（金）まで。

市ホームページからダウンロードを行うこと。

※窓口での配布は行いません。

(3) 現地説明会の開催

① 参加方法

令和6年10月1日（火）から令和6年10月7日（月）17時までに現地説明会参加申込書（様式第1号）を記載し、事務局へ持参するか電子メールで送信すること。

また、電子メールの場合は、件名に「プロポーザル現地説明会参加申込」と明記し、送信後に確認のため必ず電話連絡をすること。

※確認なく参加申込書が未着の場合でも事務局は責を負わない。

② 実施日時

令和6年10月9日（水）市が指定する時間（参加希望者へ個別に連絡）

③ 実施会場

ゆめタウン南行橋 3階 （福岡県行橋市北泉三丁目3番3号）

④ 参加人数

各申込者につき3名まで。

⑤ 留意事項

カメラによる写真撮影は可能とする。なお、この現地説明会に参加しなくても本プロポーザルに公募することができるものとする。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年10月1日（火）～令和6年10月11日（金）17時までとする。

(2) 質問の方法

質問書（様式第2号）に質問事項を記載し、電子メールで送信すること。また、送信の際は、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に確認のため必ず電話連絡をすること。なお、口頭での質問は受け付けない。

※確認なく質問書が未着の場合でも事務局は責を負わない。

(3) 質問に対する回答

令和6年10月15日（火）までに、行橋市ホームページにおいて公開することによって回答したものとする。また、回答が多数に及ぶ等により、回答を延期する場合がある。なお、本事業に直接関係ある質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(4) その他

質問書及びそれに対する回答の内容は、本要領の追加又は訂正とみなす。

9 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。なお、参加資格審査は事務局にて行う。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第3号）
 - ② 会社概要等届出書（様式第4号）
 - ③ 業務実績書（様式第5号）
 - ④ 事業者・事業の概要がわかるもの（パンフレット可）
 - ⑤ 収支計算書、貸借対照表、損益計算書（直近のもの）
 - ⑥ 総括責任者の資格及び業務実績（様式第6号）
 - ⑦ 設計主任技術者の資格及び業務実績（様式第7号）
 - ⑧ 現場代理人の資格及び業務実績（様式第8号）
 - ⑨ 監理技術者の資格及び業務実績（様式第9号）
 - ⑩ 業務に対する実施方針（様式第10号）
 - ⑪ 登記事項証明書（会社・法人）
 - ⑫ 税務署が発行する国税の滞納がないことの証明
 - ⑬ 県税事務所が発行する県税の滞納がないことの証明
 - ⑭ 市区町村が発行する市区町村税に滞納がないことの証明
- ※⑪～⑭は1年以内に発行されたものを提出すること。

(2) 提出部数

1部（ただし、②～③、⑥～⑩については8部（正本1部・副本7部））

※副本については事業者名（提案者）・所在・電話番号等が見えないように黒塗り等しておくこと。（評価者が公平に審査するため）

※提出された副本の黒塗り箇所に漏れがある場合は、事務局において修正を行うものとし、訂正箇所の情報は提出者と共有する。

(3) 提出期限

令和6年10月16日（水）17時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

郵送の場合は、封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、受領書送付用として宛名を明記し、110円切手を貼付した長型3号の封筒を1枚同封すること。

(5) 提出先

「3. 発注者（2）事務局」に同じ

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和6年10月18日（金）に、書面にて通知する。

10 一次審査

6者以上が本プロポーザルのへの参加を希望した場合は、9 参加手続き（1）提出書類にて、審査を行い、一次審査通過者を5者程度に選定を行うものとする。なお、一次

審査通過者については、市のホームページにて公表を行うものとし、一次審査選考結果通知は参加申込書を提出した全員に書面にて通知する。

- (1) 審査項目
13 審査基準等（１）一次審査のとおり
- (2) 実施日時
令和6年10月21日（月）
- (3) 選定結果通知
令和6年10月25日（金）

11 企画提案書の提出

参加資格審査の結果又は一次審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、次のとおり資料を提出すること。なお、提出は1提案までとする。

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書等提出届（様式11号）
 - ②企画提案書（任意様式）
A3・A4で作成すること。（枚数は任意）
 - ③設計業務見積書（様式第12号）（見積金額の内訳を記載した内訳書を貼付すること）
 - ④施工業務見積書（様式第13号）（見積金額の内訳を記載した内訳書を貼付すること）
 - ⑤施設の保守に関する参考見積書（様式第14号）（見積金額の内訳を記載した内訳書を貼付すること。）
本プロポーザルにて行う施設整備に対し、必要となる保守費用について5年分の参考見積書を提出すること。なお、令和7年度については、令和8年3月の1ヶ月分の見積りとなる。
※用紙はクリップで止めて、①～⑤とまとめて提出すること。（ホッチキス不可）
- (2) 提出部数
提出部数は8部（正本1部、副本7部）提出すること。
※ただし、副本については事業者名（提案者名）・所在・電話番号等は見えないように黒塗り等しておくこと。（評価者が公平に審査するため）
※提出された提案書の黒塗り箇所に漏れがある場合は、事務局において修正を行うものとし、訂正箇所の情報は提案者と共有する。
- (3) 提出期限
令和6年11月8日（金）17時必着
- (4) 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）
郵送の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きし、受領書送付用として宛名を明記し、110円切手を貼付した長型3号の封筒を1枚同封すること。
- (5) 提出先
「3.発注者（2）事務局」に同じ

(6) 企画提案書記載項目

参加者は、「行橋市室内型子どもの遊び場整備事業公募型プロポーザル要求水準書」に基づき、本事業の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施に向けた企画提案書（任意様式）を作成すること。作成にあたっては、13 審査基準等（2）二次審査②性能評価の評価基準に沿って提案書を作成すること。

12 二次審査

本要領に基づき、参加資格を有する参加者からの企画について、二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施し、行橋市室内型子どもの遊び場整備事業公募型プロポーザル審査委員会において選考評価し順位をつけ、第1位の者から優先交渉権者とする。なお、参加業者が1者の場合も本プロポーザルは有効とする。ただし、二次審査おける総合評価点数が6割未満の場合は失格とする。

(1) 二次審査の実施方法

① 評価項目

13 審査基準等（2）二次審査のとおり

② 実施日時

令和6年11月19日（火）市が指定する時間（対象者へ個別に連絡）

③ 実施会場

行橋市役所 5階 501・502会議室（福岡県行橋市中央一丁目1番1号）

④ 実施時間

1者あたり、準備5分、説明25分、質疑・応答15分、片付け5分の計50分以内とする。

⑤ 注意事項

- ・プレゼンテーションは、発注者に提出した提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない。ただし、プレゼンテーションを行う際に提出後の資料をわかりやすく加工することは可能とする。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。
- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクター（製造メーカー：EPSON、型番：EB-W18）、スクリーン以外の必要な機器については、出席者が用意する。
- ・出席者は5名以内とし、業務実施体制表に記載のある者を1名以上含めるものとする。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

(2) 二次審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を令和6年11月下旬に書面にて通知する。また、優先交渉権者のみ市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び審査内容については、質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

13 審査基準等

(1) 一次審査

①業務実績

審査項目	評価基準	配点
同種実績	<ul style="list-style-type: none">・事業者の同種業務の実績から成果の確実性が期待できるか・総括責任者、設計主任技術者、現場代理人監理技術者の同種業務の実績から成果の確実性が期待できるか（官民間わない）	180

※「業務実績」の項目は、二次審査の点数へ加点します。また、一次審査が行われなかった場合の書類審査でも同様に加点します。

②業務に対する実施方針

審査項目	評価基準	配点
業務に対する業務方針	<ul style="list-style-type: none">・本事業の趣旨を十分に理解できているか・実施方針の内容が魅力的なものであるか・実施方針の内容の実現性はどうか	120

(2) 二次審査

①業務実績

審査項目	評価基準	配点
同種実績	<ul style="list-style-type: none">・事業者の同種業務の実績から成果の確実性が期待できるか。・総括責任者、設計主任技術者、現場代理人監理技術者の同種業務の実績から成果の確実性が期待できるか（。官民間わない）	180

②性能評価

審査項目	評価基準	配点
整備方針	<ul style="list-style-type: none">・魅力あるコンセプトに基づいた整備方針について。・行橋市室内での子どもの遊び場に関するアンケート調査等によるニーズを満たした提案であるか。・魅力的で何度も行きたいと思われるような遊具の提案であるか。・バランスの良い遊具の配置やバリエーションに富んだ遊具の提案であるか。	240

施設の提案に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書に記載されている施設整備が十分になされているか。 ・遊び場以外の設備（その他機能）がどう工夫され配置されているか。 ・様々な世代の子どもたちがのびのびと安全に遊ぶことができるエリア分けが適切に行われているか。 ・ユニバーサルデザインや、バリアフリー、インクルーシブに対応した提案であるか。 ・絡まり・引っ掛かり・落下・挟み込み等予期しない遊びに対する安全対策がなされているか。 ・遊具の長寿命化、メンテナンス性、修繕のしやすさなどの配慮がなされているか。 	270
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務完了までの実施スケジュールは適正に計画されているか。 ・他の施設にないような独自性のある提案がなされているか。 ・プレゼンテーションに説得力があり、本事業に対する意欲が感じられるか。 ・平日昼間など利用が少ないと想定される時間帯で、遊び場が有効活用されるなど期待される提案がなされているか。 	210

③提案価格による評価

審査項目	評価の計算式	配点
提案価格	<p>提案価格（設計業務＋施工業務）に係る評価点は次式で算定する</p> $\text{提案価格に係る評価点} = 100 - 2500 \times \left(\frac{\text{提案価格}}{\text{提案上限価格}} - 0.8 \right)^2$ <p>（提案価格÷提案上限価格）が0.8を下回る場合には0.8と読み替えるものとする（小数点は四捨五入）</p>	100

④総合評価点

$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{実務実績} + \text{性能評価} + \text{価格評価} \\ \text{(最大 1000 点)} &= \text{(最大 180 点)} + \text{(最大 720 点)} + \text{(最大 100 点)} \end{aligned}$	1000
--	------

14 失格事項

本プロポーザルの参加者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「6. 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提案書の提出方法、提出期限、使用様式、提出物の枚数制限を守らないとき。
- (4) 契約の履行が困難と認められるに至ったとき。

- (5) 審査の透明性・公明性を害する行為及び著しく信義に反する行為があったとき。
- (6) プレゼンテーション及び質疑応答を故意に欠席又は指定の開始時間に遅れたとき。
- (7) 見積額が「4. 業務内容(6) 提案上限額」を上回ったとき。
- (8) その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められたとき。

15 基本協定

発注者と優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、速やかに実施要領等及び企画提案書等に基づき、本事業を円滑に実施するための諸手続き等を定めた基本協定を締結することとする。なお、優先交渉権者との基本協定が成立しない場合には次点交渉権者と交渉を行うものとする。また、優先交渉権者が以下の条件に該当する場合は、基本協定を締結しない場合がある。この場合、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- ① 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、協定の相手方として不相当であると認められるとき。
- ② 協定の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

16 契約手続等

- (1) 選定された優先交渉権者は、事業内容等について調整を行い、前項に定めた基本協定を締結し、その後、設計業務について契約を締結するものとする。施工業務については、行橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年行橋市条例第3号）第2条の規定により、行橋市議会の議決を要するので、市議会でこの施工業務契約の締結に係る議案が議決された場合に本契約となる。
- (2) 選定された提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、選定された提案書をそのまま実施することを予め約束するものではなく、事業内容及び事業費について、双方確認の上、契約上限額の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 契約保証金については行橋市契約規則第4条の規定に基づくものとする。

17 その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合又は参加者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (2) 本要領の基づく全ての手続きに関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行うこと。
- (3) 本要領の基づく全ての手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に規定するもの、使用通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 発注者が本事業に関わる資料として配布した資料は、本事業に関わる検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は、発注者から指示する場合を除き認めない。
- (6) 参加資格審査の結果、参加資格を有する者の通知を受けた参加者が参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限日の前日までに「様式第15号 参加辞退届」を事務局へ持

参するか電子メールアドレスで送信すること。また、電子メールの場合は、件名に「プロポーザル参加辞退届」と明記し、送信後に確認のため必ず電話連絡をすること。

- (7) 提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。なお、参加者から提出された書類等は返却を行わない。
- (8) 同一の参加者からの複数の提案書の提出は、受け付けない。
- (9) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、行橋市情報公開条例（平成 11 年行橋市条例第 14 号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (10) 本事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (11) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。